

別表 給食物資納入業者指定登録基準

1 立地条件	福岡市内又はその近郊（注1）に事業所があること。ただし、調達困難な納入物資についてはこの限りでない。
2 経営規模	(1) 相当の資本（注2）で経営され、3年以上の営業経歴を有していること (2) 4人以上の常用従事者を有し（注3）、常時営業を続けていること。 (3) 工場、店舗、営業所等固定した事業施設を有し、固定電話、ファクシミリ、緊急連絡用携帯電話、電子メールの連絡設備があること。
3 信用状況	(1) 過去2年の経営状態が良好であること。 (2) 確実な取引先を有し、福岡市内全域を営業対象としていること。 (3) 過去3年に食品に関する法令等により行政処分（注4）を受けていないこと。 (4) 本公社承認品目と同種の取扱品目の営業を継続していること。ただし、本公社が認めた場合はこの限りでない。 (5) 納税義務が確実に履行（注5）されていること。
4 衛生状態	(1) 保健所の食品衛生監視評点が、85点以上であること。 (2) 従業員の健康診断・検便等の健康管理が、確実に行われていること。 (3) 製造・加工業者及びこれに準じ本公社が必要と認める業者については、材料倉庫、製品置場、冷凍・冷蔵製造設備及びその他食品衛生上必要な設備を完備していること。
5 供給能力	(1) 仕入れ又は製造・加工等において、本公社の物資納品規格を満たし、要求量を確実に供給し得ること。 (2) 本公社が提示する日時及び指定の場所に納入することができること。
6 その他	役員等（指定業者が個人である場合にはその者を、指定業者が法人である場合にはその役員又はその事業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下この項において「暴対法」という。）第2条第2項に規定する団体の構成員（暴対法第2条第6号に規定する者（構成員とみなされる場合を含む。））でないこと。

※（注1）福岡都市圏広域行政推進協議会が示す、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市の9市7町を指す。

※（注2）株式会社及び有限会社にあつては3,000,000円以上、その他の法人にあつては1,000,000円以上であること。ただし、本公社が認めた場合は、この限りでない。

※（注3）ただし、個人営業であつて、2人以上の常用従事者を有し、本公社が認めた場合は、この限りでない。

※（注4）営業許可の取り消し、営業禁止、営業停止、改善命令、廃棄処分、危害除去命令を指す。

※（注5）市税（事業所を本市近郊に有する場合は、当該市町税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。